

盛岡市技能功労者表彰実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、盛岡市技能功労者表彰要綱（平成8年11月20日市長決裁。以下「要綱」という。）第6の規定に基づき、技能功労者に対する表彰の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の時期等)

第2 表彰の時期は、実施年の11月とする。ただし、特別の事情があるときは随時行うものとする。

2 表彰は、市長が被表彰者に対して、表彰状及び技能功労者章を直接交付して行う。

3 被表彰者となるべき者が、表彰の日以前に死亡したときは、表彰状及び技能功労者章はその遺族に授与する。

4 被表彰者については、市広報等に掲載するものとする。

(被表彰者の人数)

第3 被表彰者の人数は、実施年につき10人以内とする。

(被表彰者の選考基準)

第4 被表彰者は要綱第2に規定する技能者で、就業上の地位が、経営者、自営業者、家族従事者、雇用者のいずれであるかにかかわらず、職務執行に当たってその技能を現に使用しており、その職種の実務経験年数を15年以上有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は表彰の対象としないものとする。

(1) 過去において、拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの

(2) 成年被後見人又は被保佐人

(3) 破産者で復権を得ないもの

(4) 盛岡市に納付すべき市税を滞納している者（納税の猶予が認められているものを除く。）

(被表彰者の推薦)

第5 被表彰者については、各技能職種団体等から広く推薦を求めるものとする。

2 同一の各技能職種団体の長が被表彰者の対象として推薦できる人数は、1回の表彰につき原則として1人とする。

(被表彰者の審査)

第6 市長は、推薦のあった者について被表彰者としての適格性を審査し、当該適格性を有する者について知識経験を有する者から被表彰者の決定に当たっての意見を聴くものとする。

(表彰委員会)

第7 被表彰者の決定に関し知識経験を有する者から意見を聴くため、盛岡市技能功労者表彰委員会を設置する。

- 2 委員会は、委員10人以内をもって組織し、市長が招集する。
- 3 委員会に会長を置く。会長は委員の互選によるものとし、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員の任期は1年とする。欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会の庶務は、商工労働部経済企画課において処理する。
- 6 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

(実施期日)

第8 この要領は、平成8年11月20日から実施する。

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

この要領は、令和3年6月23日から実施する。

この要領は、令和7年5月14日から実施する。ただし、第4第2項第1号の規定は令和7年6月1日から実施する。

(経過措置)

第9 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）に処せられた者は、第4第2項第1号の規定の適用については、拘禁刑に処せられた者とみなす。